

# 海外の生物資源を用いた研究活動の注意点

## 1. はじめに

海外の遺伝資源を利用して研究活動を行う際に、生物多様性条約を遵守し、遺伝資源保有国の国内法令に従うことが求められます。法令違反に対しては、罰則が科せられる国もあり、注意が必要です。

1993年12月に発効された生物多様性条約には3つの目的があります。  
(締約国数は194の国・地域。日本は1993年5月締結。米国は未批准。)

- ① 生物の多様性の保全
- ② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS)  
ABS : Access and Benefit Sharing for genetic resource

③の「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS)」についてご理解を深めて頂くために、制度及び、手続きの概要を説明いたします。

## 2. 遺伝資源とは？

生物多様性条約 第2条で「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」と定義しています。

遺伝素材とは、遺伝の機能的な単位(遺伝子)を有する植物、動物、微生物、その他(ウイルス等)に由来する素材です。

研究室で、研究材料として使用する植物、動物、微生物は「遺伝資源の利用」に該当します。

ただし、ヒトの遺伝資源は対象外です。

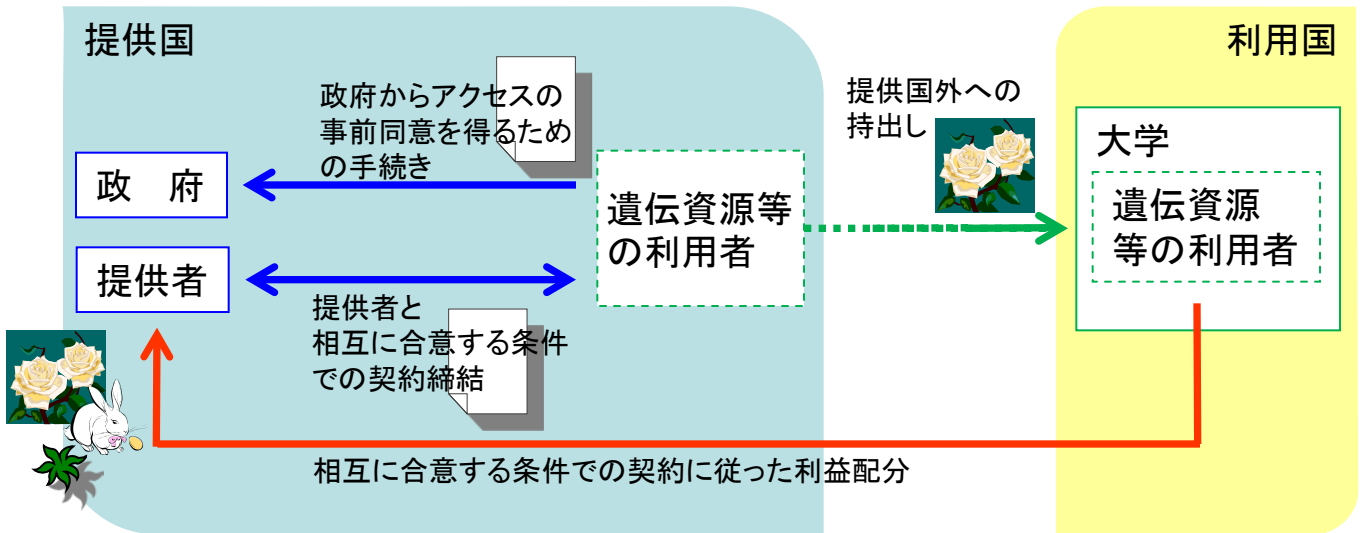
## 3. 遺伝資源を含む生物資源は、誰のもの？

生物多様性条約では、生物資源は資源保有国のものです。

そのため、海外の遺伝資源を利用する場合、資源保有国から許可を得なければなりません。これらの許可取得は、資源保有国の法令等に従った手続きをとるのが原則です。

#### 4. 提供国と提供国関係者と利用者である教職員、大学の関係は？

利用者は、提供国と提供者から適切な許可の取得、利益配分契約による手続きを得た上で、遺伝資源利用研究を行うことが求められます。



提供国の国内法令・規則・政策に従った手続きが必要です。

#### 5. 提供国・提供者との手続きや契約にはどんな項目が含まれるの？

生物多様性条約事務局のABSクリアリングハウス (<https://absch.cbd.int/>) にアクセスし、提供国情報入手します。さらに、提供国に共同研究者がいる場合、手続きに関する最新の国内情報を確認し入手します。一般的には以下の2つの手続きが必要です。

##### ・PIC ( Prior Informed Consent ) 提供国の同意

申請書類には下記に挙げる情報の記載が求められ、申請手数料が必要な場合もあります。審査には長時間(数か月)かかることもあります。

利用者情報、提供国内での協力者情報

研究内容・利用目的詳細、遺伝資源の情報：名称、利用量、期間、採取場所  
採取による生物多様性への影響、研究による保全への期待される効果

研究成果の予想、研究予算情報、MATの写し

##### ・MAT ( Mutually Agreed Term ) 提供者との契約

遺伝資源の利用により生じる利益の配分を行うための契約です。

契約の名称は様々で研究計画の規模と内容に依ります。

(例) 有体物移転契約、共同研究契約、覚書、秘密保持契約 等

配分する利益 (Benefit) は金銭的利益のみでなく、非金銭的利益も含まれる場合があります。

(例) 能力開発：研究活動、教育活動への参加、科学的協力

情報：情報及び知識の入手可能性の向上

成果：調査結果の共同発表、成果の商業化、謝辞

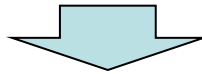
## 6. 留学生が研究対象として持ち込むサンプルの扱いは？

資源保有国の国民であっても、国外に持ち出す際には前出のPIC取得を求めている国があります。

留学生が研究材料として、自国の生物資源を持ち出すときは、政府機関(権威ある当局)から許可取得する必要があります。



本学で留学生が全て一人で研究することは不可能であると考えられることから、本学の指導教員も政府機関(権威ある当局)から許可取得が必要と考えられます。



留学生が本学に持ち込む研究材料のMATの契約者は？

自分の土地で採取した遺伝資源であれば、自分自身が契約相手方でもあります。留学生が他人または公有地から採取した場合、それぞれの代表者との契約になります。大学等の保存試料を使う場合、所有する大学等研究機関とMATを結ぶことになります。

## 7. こんな時にご相談ください。

- MATに有体物移転契約(MTA)を用いたい。
- 入手した遺伝資源を第三者に移転する可能性がある。
- 遺伝資源に付随した伝統的知識の利用がある。
- 研究成果として、特許出願の可能性がゼロでは無い。

問合せ先

先端科学・イノベーション推進機構 産学官連携・知財推進グループ

Mail: [o-fsi@adm.kanazawa-u.ac.jp](mailto:o-fsi@adm.kanazawa-u.ac.jp)